

仕 様 書

1. 件名：伊賀市立上野総合市民病院 中央材料室・手術室補助業務
2. 規格・数量等：以下のとおり

No.	積算内訳	数量	単位	単価	金額(年額)
1	人件費(法定福利、資格手当含む)				
	作業員A(有資格者)		人		
	作業員B		人		
2	衛生費				
	健康診断・各種検査・ワクチン接種	1	式		
3	通信交通費				
	通勤費、駐車場代、通信費	1	式		
4	営業経費				
	求人、研修教育、被服費	1	式		
5	管理費(巡回サポート費含む)	1	式		
6	事務・消耗品費	1	式		
小 計(年額)					
期間計(5年)					
消 費 税					
合 計					

3. 委託場所：伊賀市立上野総合市民病院
4. 委託期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日
5. 連絡先：伊賀市立上野総合市民病院 事務部病院総務課(Tel 0595-41-0065)
6. 特記事項

(1)別紙特記仕様書のとおり

伊賀市立上野総合市民病院中央材料室・手術室補助業務特記仕様書

この仕様書は、伊賀市立上野総合市民病院（以下「委託者」という。）における中央材料室・手術室補助業務の内容・基準について、必要な事項を定めるものとする。

ただし、本仕様書に定めのない事項であっても、現場の状況に応じて委託者が病院管理上必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受託者が実施するものとする。

1 総則

受託者は本仕様書に基づき、業務を遅滞なく誠実に実施すること。

受託者は、医療法及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合するものであること。

2 業務名

伊賀市立上野総合市民病院 中央材料室・手術室補助業務（以下「本業務」という。）

3 履行場所

伊賀市四十九町地内

4 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 業務の目的

本件は伊賀市立上野総合市民病院における人的資源の効率的な活用、中央材料室・手術室において運用される看護助手業務の効率化、並びに手術室環境整備業務の標準化を行うことにより安全でより質の高い医療を提供することを目的とする。

6 対象施設

中央材料室・手術室

7 業務日時 中央材料室業務

月曜日から金曜日・8時00分～18時00分

手術室補助業務

月曜日から金曜日・8時00分～20時00分

※休日は、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に基づく休日とする。

ただし、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に関しては双方が協議の上で出勤日を設定し病院運営に支障がないように努める。

※手術後の器械洗浄・環境整備は19時30分までの受付とする。

8 業務委託内容

① 中央材料室業務

- ・各種機器設備の電源を入れる。
- ・オートクレーヴ、ガス滅菌機の缶内及びパッキンの水拭きを行う。
- ・オートクレーヴの暖気運転を行う。
- ・オートクレーヴのBDテストを行う。
- ・院内をラウンドし病棟・外来の不潔物品の回収を行う。
- ・不潔器械の回収用ボックスの洗浄を行う。
- ・病棟外来の器材の特性に合わせて洗浄、消毒、清拭を行う。
- ・洗浄後の器材は乾燥機等で乾燥させる。
- ・洗浄作業はスタンダードプリコーションの考えに基づき感染防止用防護具を着用した上で実施する。
- ・器材カウントを行い、器材数の確認を行う。
- ・乾燥後の器材は各種器材の特性に合わせて組立を行う。
- ・組立の際、各種器材の劣化や破損状態を確認し破損等があれば病院へ報告を行う。
- ・組立後の器材は特性に合わせ滅菌を行う。
- ・衛生材料の作成を行う。
- ・各種滅菌作業に伴い、化学的インジケーター、生物学的インジケーター、物理学的インジケーターを用いて滅菌状態を確認する。
- ・各種滅菌を行う際には、記録用紙を作成しリコールが発生した場合に備える。
- ・滅菌後の器材は包装状態等を確認し所定の場所に収納する。
- ・滅菌物の日切れチェック、保管状態のチェックを行う。
- ・滅菌有効期限が切れる滅菌物は手術室へ確認を行い再滅菌を行う。
- ・中央材料室で使用されるリネン類、止血帯等の洗濯、乾燥、収納を行う。
- ・院内をラウンドし病棟・外来の既滅菌物の供給を行う。
- ・手術室内のタオル、スリッパ、制服等の回収を行い洗濯に提出する。
- ・中央材料室内の環境整備とゴミ出しを行う。(床の掃き拭き掃除、作業台等の清拭、シンクの洗浄、等)
- ・中央材料室内の発注物品の在庫確認と発注準備を行う。
- ・定期供給に加えて放射線科、内視鏡、採血室、ERには臨時供給を行う。(電話連絡)
- ・透析室内で洗浄・乾燥している物品を中央材料室で行う。(ゴーグル、膿盆等)
- ・術後衣が不足した場合には洗濯、乾燥、供給を行う。
- ・病院職員からの依頼があれば、ピッキングリストの修正を行う。

② 手術室補助業務

- ・各種機器設備の電源を入れる。
- ・手術終了後、器材カウントを行い、器材数の確認を行う。
- ・不潔器材受け取り時、特記事項があれば病院職員より申し送りを受け対応する。
- ・分解できる器材は全て分解する。
- ・手術器材の特性に合わせて洗浄、消毒、清拭、滅菌を行う。
- ・洗浄作業はスタンダードプリコーションの考えに基づき感染防止用防護具を着用した上で実施する。
- ・洗浄後の器材は乾燥機等で乾燥させる。
- ・バッテリーの電池を充電する。
- ・器械台、メーヨー台の清拭を行う。
- ・整形外科の借用器械の使用前洗浄、組み立て、滅菌を行う。(当日受け取り分含む)
- ・手術室内の、共有部、入室前ホール、清潔ホール、各共有通路、男女更衣室、休憩室、面談室、既滅菌室等の環境整備を行う。(床の掃き拭き、上拭き、手洗い場の清掃、等)
- ・手洗い場の石鹸、ペーパータオル、滅菌タオル等の補充を行う。
- ・手洗い蛇口のフィルター交換を行う。
- ・手洗い場の防水シートの張替えを行う。
- ・CE機器の清拭を行う。
- ・手術後のルーム内の術間術後清掃を行う。
- ・手術室内のゴミ出しを行う。
- ・手術室内の発注物品の在庫確認と発注準備を行う。
- ・各種洗濯物の、提出、管理、引取りを行う。
- ・休憩室内のポットの準備を行う。
- ・薬品の定数点検、発注準備を行う。(毒物・劇薬は除く)
- ・薬剤部から納品された発注薬品の収納を行う。(毒物・劇物は除く)
- ・医療ガスの日常点検を行う。
- ・手術室から退出する患者のベッドのセッティングを行う。(酸素ボンベの取り付けは除く)
- ・各スペースにおける、温度と湿度のチェックを行う。
- ・衛生材料の作成を行う。
- ・翌日の予定手術で使用する器材、衛生材料等のピッキングを行う。
- ・各ルーム、手洗いスペース、その他所定の場所へ定数物品の補充を行う。
- ・衛生材料の縫製を行う。(足カバー等)
- ・緊急手術の手術器械組み、衛生材料のピッキングを行う。
- ・前日使用した薬品類の空容器を分別して廃棄を行う。
- ・外来患者用ロッカーに術後衣、タオル、キャップの補充を行う。

③ 管理業務

- ・本件における従事者より作業責任者を選出すること。

※作業責任者については、委託者へ届出を行うこと。同様に作業責任者の変更があった場合も届出を行うものとする。

- ・作業責任者は委託者、受託者における日々の問題点や提案等、委託者の代表者と話し合い、解決に努めること。
- ・手術室における朝礼に受託者の代表者が参加すること。
- ・業務マニュアルを委託者と受託者協議の上、完備すること。
- ・受託者は委託者の代表者へ毎日、業務日報を提出すること。
- ・滅菌に関する記録については保管を行う。

9 受託者の責務

① 業務の適正化

受託者は本業務を履行するにあたって、公的医療機関である本病院が市民に医療サービスを提供するものであることを充分認識し、身だしなみ、言葉遣い等に注意すると共に業務処理等に誤りのないよう細心の注意を払わなければならない。

② 業務従事者の教育

受託者は、本業務の実施に先立ち業務従事者に対して業務処理に必要な教育訓練を実施し当該業務の運営管理に支障を来さないように万全を期すこと。

病院主催の研修（医療安全、感染対策）には参加すること。

③ 健康管理

受託者は、労働安全衛生法に基づいて定期健康診断を実施しなければならない。ガス滅菌を取り扱う従事者については年2回の健康診断を実施すること。

医療安全、医療感染に係ることについては、委託者の指示に従うこと。

特に、流行性ウイルス疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎（ムンプス））とB型肝炎はワクチンで予防出来る感染症であることから、これらの感染症の血液抗体の調査及び感受性者にワクチン接種をすること。同様にインフルエンザのワクチンも毎年接種を行うこと。

④ 個人情報保護

受託者は、本病院で勤務するにあたって、本業務において知りえた情報を外部に漏らしてはいけない。従事者については、個人情報保護における教育を行った後に従事させること。

⑤ 受託者の必要要件

受託者は、本業務を受託するにあたり下記の資格要件を満たさなければならない。

- ・一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内滅菌消毒サービスにかかる「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者であること。
- ・平成26年度以降に、東海・近畿エリアの200床以上の複数の病院において本業務と同様の業務内容における3年以上の実績を2件以上有していること。（現在契約中の業務を含む。）
- ・オートクレーブを取り扱うにあたり、普通第一種圧力容器取扱作業主任者資格の有資格者を配置できること。
- ・エチレンオキシドガス滅菌器を取り扱うにあたり、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者資格の有資格者を配置できること。

⑥ 損害賠償責任

受託者は、損害賠償責任保険に加入していなければならない。

業務に起因する事故事象に関して、受託者の過失が認められるものについて、受託者は時価額をもってこれを賠償すること。また、第三者の身体に障害を与えた場合は、当該第三者に対して法律上の賠償責任範囲に基づき、受託者はその損害を賠償すること。

10 費用負担区分

負担内容	委託者（上野総合市民病院）	受託者
作業場所の提供	○	
休憩室・更衣室	○	
ロッカー・休憩備品		○
器械・鋼製小物・コンテナ等	○	
材料費（滅菌パック・インジケータ）	○	
作業に必要な備品（手袋・ゴーグル・マスク・帽子・エプロン・洗剤等）	○	
清掃資材	○	
光熱水道費	○	
事務備品	○	
帳票類	○	
労務費 （従事するスタッフの人件費）		○
被服費		○

1 1 その他

所定の作業が終了しない等の事情により受託者から作業時間を越えて勤務させる旨の申し出がある場合は委託者の了承を得た上で業務を行うこと。

本仕様書に定める作業内容について変更・追加がある場合には、委託者・受託者両方で協議を行い仕様書についても変更を行うこと。